

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(表示等の許可)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する地域（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域である次のいずれかに該当する地域</p> <p>(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>(表示等の許可)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する地域（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域である次のいずれかに該当する地域</p> <p>(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。